

法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会

ヒアリング意見書

平成24年10月26日

被害者自助グループ「小さな家」

事務局長 大久保純也

0 はじめに

最初に、法務省・警察庁等、関係各省庁によりこれまで数多くの法律の制定や改正により、犯罪被害者等の被害回復を支援して戴いたことに深く感謝いたします。

1 被害者になるということ

2 交通事犯の予防に関すること

(道交法を改正し、全車種に以下の①、②、③を義務付けるか又は違反者に罰則として義務化し②、③は営業用トラック・バスで義務化する)

- ① ドライブレコーダーの装備（衝突時の速度判定が可能）
- ② 飲酒運転防止用アルコール検知器の装備（エンジン始動せず）
- ③ 居眠り運転防止装置の装備

3 罰則の強化または要件の拡充と法類型の変更

(1) 危険運転致死傷罪

刑法208条の2の前半、下記①、②、③を拡充又は類型変更する。

① 「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な～」

⇒「アルコール又は薬物の影響及び医師の指示した薬を摂取しなかったことにより正常な運転が困難な～」とする。

② 「その制御が困難な高速度で～」

⇒この部分はそのまま残す。高速度の原因が無免許運転・飲酒運転・ひき逃げ、等の故意犯は道交法から208条の2へ移す。

③ 「その進行を制御する技能を有しないで～」

⇒無免許運転は別途に項を起こし208条の2に移す。ここは最初の要件（「アルコール又は薬物の影響～」）と重複するため削除するが、認知症患者等を想定し、この部分は道交法へ移す。

※ 無免許運転等、交通規則を遵守するという規範意識の無い者には厳しい罰則が必要である。車は銃や刃物以上の殺傷力を秘めているということを改めて国民に周知徹底させる。

※ 認知症患者等の場合は家族や親族等が免許証を返納させる。

(2) 自動車運転過失致死傷罪の罰則の強化

- ・危険運転致死傷罪との整合性により罰則は重くする。

(3) 道路交通法から下記を刑法208条の2へ移し厳罰化

- ・無免許運転による死傷事犯（運転するだけでも処罰する）
- ・飲酒運転による死傷事犯
- ・ひき逃げによる死傷事犯（飲酒の有無と無関係に厳罰化）

(4) 道交法の免許停止期間の延長（⇒上記（3）との整合性で）

4 過去の交通事犯と殺人罪の裁判について

(1) 無免許少年が飲酒運転をした交通事犯の判決

(2) 覚せい剤を服用した殺人罪への判決

5 終わりに